

## 15 ヘイトスピーチ対策の推進

### 1 ヘイトスピーチ対策の推進

#### 【提案内容】

提出先 総務省、法務省

ヘイトスピーチ解消法制定以後も、ヘイトスピーチは後を絶たないため、全国一律の判断基準に基づいた実効ある規制が行われるよう、**同法を見直すこと**。

また、インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や地方自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示をすることを可能とするなど**拡散防止に係る法改正等**を実施すること。

#### ◆現状・課題

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」は、「不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）」の定義は規定されているものの、その範囲は必ずしも明確ではない。

また、同法第3条の基本理念においては、「国民は不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるものとし、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定されているが、「ヘイトスピーチを行ってはならない」、「人種、民族などを理由に差別を行ってはならない。」などとする差別禁止規定などは設けられていない。

ヘイトスピーチについては、日本国憲法第21条に基づく「表現の自由」に十分配慮しつつも、その範囲を明確にし、表現者に対しヘイトスピーチを行わないよう徹底させる必要がある。

次に、同法第4条第2項では、「地方公共団体は、（中略）国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定されており、この規定に沿っていくつかの地方自治体では、「公共の施設利用のガイドライン」や「インターネット上の拡散防止策」を講じている。

しかし、同法においてヘイトスピーチの範囲が明確には規定されていないことから、「ヘイトスピーチか否か」の判断が地方自治体ごとに異なることとなり、憲法上保障される表現の自由という重要な権利に関することであるにもかかわらず、全国で統一が取れていないという好ましくない事態が生ずる恐れがある。このため、ヘイトスピーチか否かの判断基準は、国において明確化することが必要である。一部の地方自治体では、公共の施設利用のガイドラインやインターネット上の拡散防止策に付随して、ヘイトスピーチか否かを判断する審査会を設置しているが、国においてそうした審査会を設置するなどしてヘイトスピーチか否かを一元的に判定すべきである。

さらに、ヘイトスピーチ解消法では、附則において、「法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」と規定しているが、法施行後もなお、特にインターネット上のヘイトスピーチが後を絶たないことから、より実効ある規制が行われるよう法律の見直しが必要である。

インターネット上におけるヘイトスピーチ対策についても、同法においてヘイトスピーチの範囲が明確にされておらず、差別禁止規定も設けられていないことから、拡散防止策が進んでいない。プロバイダなどインターネット関連の団体で構成される「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が作成した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」では、法務省人権擁護機関からの情報削除依頼への対応が記載されているが、地方自治体による削除依頼については、記載されていない。

また、ヘイトスピーチと思われる書込みについて、プロバイダへ削除依頼を行ったとしても、実際に削除を行うか否かはプロバイダの判断に委ねられているため、実効性に乏しく、さらに通信の秘密が侵されてはならないものとされている（電気通信事業法第4条第1項）ことから、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど拡散防止に係る法改正等が必要である。

#### ◆実現による効果

ヘイトスピーチにさらされ、悩みや苦しみを抱え、心がむしばまれている当事者（外国籍県民等）の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、県民一人ひとりの外国人に対する人権尊重の機運の定着が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)